

「島根県人権施策推進基本方針」第二次改定(素案)の概要

1. 「島根県人権施策推進基本方針」について

島根県人権施策推進基本方針(以下「基本方針」といいます。)は、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指し、様々な人権問題の現状と課題を明らかにするとともに、県の人権施策の基本的方向を定め、県民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としています。

2. 基本方針の策定・改定の状況

平成12年 9月	基本方針策定
平成20年10月	基本方針第一次改定
平成31年 3月	基本方針第二次改定(予定)

3. 改定の理由

(1)人権をめぐる社会状況の変化等により、新たに発生した課題、対応の強化が求められている課題が発生していること。

〔学校でのいじめや、女性や子ども、高齢者に対する暴行・虐待の深刻化への対応、インターネットによる人権侵害情報の拡散への対応、子どもの貧困対策への対応、災害時における障がいのある人・外国人等への配慮、悪質商法・特殊詐欺への対応 等〕

(2)現行の基本方針策定後に制定された法令、計画など新たな施策に対応する必要があること。

〔障害者差別解消法・部落差別解消推進法・ヘイトスピーチ解消法(平成28年施行)、第3次島根県男女共同参画計画(平成28年策定)、第7期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画(平成30年策定) 等〕

4. 基本方針改定の考え方

これまでの基本方針(平成12年に策定、平成20年に第一次改定)の基本理念(「共生の心の醸成」と「人権という普遍的な文化の創造」)を引き継ぎ、原則として、全体構成は現行の基本方針を踏襲します。

また、各人権課題の施策の基本的方向等については次により改定を行います。

《 改定の視点 》

- ①第一次改定以降に制定された法令、計画、制度等を踏まえ追記・修正します。
- ②人権をめぐる社会状況の変化等により、新たに発生した課題、対応の強化が求められている課題への対応を盛り込みます。
- ③平成28年度に実施した「島根県人権問題県民意識調査」の結果を施策に反映します。

5. 基本方針の構成

第1章 総論

基本方針の趣旨、国内外の動向及び基本理念について記述しています。

基本理念

◆「共生の心」の醸成

一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

◆「人権という普遍的な文化」の創造

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造を目指します。

第2章 各論

I 人権教育・啓発の推進

人権教育(学校教育・社会教育)、人権啓発の推進及び特定職業従事者(公務員・教職員・警察職員等)に対する研修等の充実について記述しています。

II 各人権課題に対する取組

人権課題ごとに、現状と課題、施策の基本的方向について記述しています。

人権課題

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障がいのある人
5. 同和問題
6. 外国人
7. 患者及び感染者等
8. 犯罪被害者とその家族
9. 刑を終えて出所した人等
10. LGBT等
11. インターネットによる人権侵害
12. 様々な人権
 - (1) プラバシーの保護
 - (2) 「ひのえうま」などの迷信
 - (3) アイヌの人々
 - (4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
 - (5) ホームレスの人権
 - (6) 人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応
 - (7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
 - (8) 災害と人権
 - (9) その他の人権課題

III 施策の推進

基本方針の推進体制、国・市町村・民間との連携等について記述しています。